

制限値の設定方法に基づいて、このような絶対高さ制限を導入していきます。

新たに加わる高度地区	指定の考え方	用途地域	指定建ぺい率/容積率 (%)
① 20m第1種高度地区	最大で6階程度の集合住宅が建つ市街地を形成する。	第1種中高層住居専用地域	50/150
		第2種中高層住居専用地域	60/200
② 25m第2種高度地区	最大で7~8階程度の集合住宅や、6~7階程度の施設系建築物が建つ市街地を形成する。	第1種中高層住居専用地域	40/150
		第2種中高層住居専用地域	60/200
		第1種住居地域	60/200
		第2種住居地域	60/200
		近隣商業地域	80/200
			80/300
		工業地域	60/200
③ 30m第3種高度地区	最大で9~10階程度の集合住宅や、8階程度の施設系建築物が建つ市街地を形成する。	近隣商業地域	80/300
		商業地域	80/400
④ 25m高度地区	最大で7~8階程度の集合住宅や、6~7階程度の施設系建築物が建つ市街地を形成する。	工業地域	60/200
⑤ 35m高度地区	最大で11階程度の集合住宅や、9~10階程度の施設系建築物が建つ市街地を形成する。	商業地域	80/400



絶対高さ制限を導入後に新たに加わる高度地区の種類は、このようになります。  
 ※なお、高度地区制限のほかに、道路斜線、隣地斜線、日影規制等の形態規制があります。

凡例

- 斜線による制限
- 絶対高さの制限

